

## 中国の記事から (WTO/FTA・貿易・安全 ・その他)

---

2007年3月31日号

### 目次

◎商務部「食品安全に関心持つ消費者は都市8割、農村6割」

【国際商報 2007年03月22日】

◎衛生部、品質不合格食品のリコール制度導入へ

【市場報(人民日報主編) 2007年03月29日】

---

◎商務部「食品安全に関心持つ消費者は都市8割、農村6割」

【国際商報 2007年03月22日】

商務部は20日に「2006年流通分野食品安全調査報告」を発表、食品の安全に関心を持っている消費者は都市部で調査対象全体の82.6%、農村部で58.1%に上ることを明らかにした。監督機関の食品安全監督管理体制に対する満足度は都市部で76.9%、農村部で81.8%であった。農産物企業ら供給者との間で直接仕入れ制度を設けている都市部卸売市場は全体の53.7%、商品検査制度を設けた農産物卸売市場は80.4%、品質不合格食品の淘汰制度を設けた農産物卸売市場は89.9%、農産物取引市場は87.6%に上っている。都市部農産物卸売市場の56.1%が農産物品質検査室を設立、23%の市場がゴミ収集施設を、28.4%が下水処理施設を整備、80%は商品検査制度、クレーム処理制度、情報公示制度を設けている。

また、64.8%の卸売市場が野菜の有機リン残留量を検査し品質管理を強化している。

---

◎衛生部、品質不合格食品のリコール制度導入へ

【市場報(人民日報主編) 2007年03月29日】

衛生部は23日、品質検査不合格食品のリコール制度を設けていくことを明らかにした。リコールは食品メーカー、販売業者らによる自発的なものと強制的なもの2種類。メーカー、販売業者らがリコールを拒否した場合、政府は強制的措置を採ることができるとされる。

リコール対象となる食品は、

- (1) 摂取することにより健康を著しく損ねる、または死亡する可能性のある食品、
- (2) 健康に対する被害の可能性が低い食品、
- (3) 健康被害はないが、消費には不向きな食品の3種に分類。

一方、食品監督部門が複数ありその管轄が錯綜している、食品メーカーは小規模なものが多く、技術水準も低くラベル表示も不十分であるためトレーサビリティが確保できないなどの問題点も指摘されている。

本情報は、株式会社日本能率協会総合研究所により  
翻訳された中国の新聞記事をもとに、同社の許可を得て  
独立行政法人農畜産業振興機構が整理したものです。